

就学援助制度における経過措置等の実施について

経済的理由によって義務教育を受けることが困難と認められる児童・生徒の保護者に対して学校生活に必要な経費の援助を行っている就学援助制度について、下記のとおり経過措置等を実施する。

1. 就学援助非認定者に対する経過措置

就学援助を申請して非認定となった者のうち、生活保護基準引き下げにより影響のあった児童・生徒に対して、下記のとおり経過措置を実施する。

(1) 支給費目

一時的な支出が高額となり、経済的な理由により学校生活を送るうえで影響の及ぶ可能性のある下記の費目について支給することとする。

〔定額支給〕

新入学学用品費

〔実費支給〕

修学旅行費、移動教室費、校外活動費、校内鑑賞教室、卒業アルバム代

(2) 支給時期

新入学学用品費については 8 月、実費支給の費目については当該行事等の実施後に支給することとし、該当者には個別に通知する。

(3) 経過措置期間

平成 26 年度から平成 28 年度まで

2. 被災者支援を目的とした就学援助の費目加算

東日本大震災によりやむなく避難生活を送りながら中野区立の小・中学校に、現在、就学している児童・生徒のうち、就学援助の支給を受けている者を対象として、今年度に限り、学習を支援するための費用を加算して支給することとする。

(1) 支給金額

児童・生徒一人あたり 7 万円を限度とする。なお、過去に他の類似の奨学金等の支給を受けている場合は、その金額を減額して支給する。

(2) 申請手続き

給付を受けようとする児童・生徒の保護者が所定の申請書に必要事項を記載して学校に提出する。

(3) 支給時期

平成 26 年 8 月（予定）